

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2条 廃棄物の定義）

処理責任：事業者

産業廃棄物

事業事業活動に伴って生じた廃棄物で法律及び政令で定める20種類及び輸入された廃棄物

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令に定で定められたもの

処理責任：市町村

特別管理一般廃棄物

廃家電製品に含まれる PCB使用部品、廃水銀、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん等、感染性一般廃棄物

※特別管理一般廃棄物処理基準で処理（許可が別にあるわけではない）

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭系一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

廃棄物